

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)(抄)

改 正 案

現

行

別記(第一条関係)

別記(第一条関係)

番号	第一南極特別保護地区	マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルツカリ	この地区は、南緯67度27分4秒東経60度52分58秒の地点を起点とし、同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分29秒の地点を結ぶモーソン海岸の海岸線、同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分31秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分21秒東経60度53分27秒の地点を結ぶモーソン海岸の東にある島の東海岸線、同地点と南緯67度27分22秒東経60度53分19秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度53分7秒の地点を結ぶモーソン海岸の海岸線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度53分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分
----	------------	--------------------------	---

番号	第一南極特別保護地区	マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルツカリ	この地区は、テイラー氷河の東海岸にある地点(南緯67度27分5秒東経60度52分59秒)を起点とし、同地点から氷河の東端の線を南に進み、南緯67度27分28秒東経60度53分8秒の地点に至り、同地点から海岸線を進み起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
----	------------	--------------------------	--

29 秒東経 60 度 53 分 2 秒の地点
を結ぶ直線、同地点と南緯 67
度 27 分 30 秒東経 60 度 53 分の地
点を結ぶ直線、同地点と南緯
67 度 27 分 29 秒東経 60 度 52 分 57
秒の地点を結ぶ直線、同地点
と南緯 67 度 27 分 29 秒東経 60 度
52 分 55 秒の地点を結ぶ直線、
同地点と南緯 67 度 27 分 28 秒東
経 60 度 52 分 54 秒の地点を結ぶ
直線、同地点と南緯 67 度 27 分
27 秒東経 60 度 52 分 51 秒の地点
を結ぶ直線、同地点と南緯 67
度 27 分 27 秒東経 60 度 52 分 49 秒
の地点を結ぶ直線、同地点と
南緯 67 度 27 分 28 秒東経 60 度 52
分 48 秒の地点を結ぶ直線、同
地点と南緯 67 度 27 分 28 秒東経
60 度 52 分 47 秒の地点を結ぶ直
線、同地点と南緯 67 度 27 分 28
秒東経 60 度 52 分 46 秒の地点を
結ぶ直線、同地点と南緯 67 度
27 分 28 秒東経 60 度 52 分 46 秒の
地点を結ぶ直線、同地点と南
緯 67 度 27 分 24 秒東経 60 度 52 分
45 秒の地点を結ぶ直線、同地
点と南緯 67 度 27 分 20 秒東経 60
度 52 分 50 秒の地点を結ぶ直線
、同地点と南緯 67 度 27 分 19 秒
東経 60 度 52 分 49 秒の地点を結

第二十八南極特別保護地区

(略)

(略)

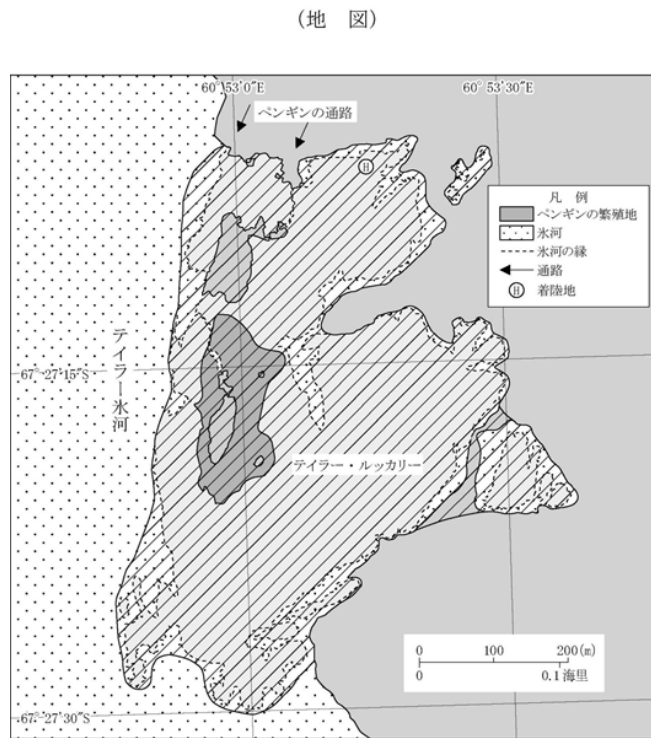


の地図の斜線部分) から成る
 直線により囲まれた区域(次
 線、及び同地点と起点を結ぶ
 秒の地点を結ぶ氷崖の東端の
 67度27分5秒東経60度52分57
 分18秒東経60度52分50秒の地
 点を結ぶ直線、同地点と南緯
 67度27分5秒東経60度52分57
 秒の地点を結ぶ氷崖の東端の
 線、及び同地点と起点を結ぶ
 直線により囲まれた区域(次
 の地図の斜線部分) から成る

第二十八南極特別保護地区

(略)

(略)



第十九南 極特別保 護地区	フォルリダス 沼及びデイヴ イス谷
<p>この地区は、南緯82度26分23秒西経51度24分16秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁から50メートル離れたところにある線を東進し、南緯82度26分45秒西経50度53分40秒の地点に至り、同地点から南緯82度26分45秒の緯度線を東進し、南緯82度26分45秒西経50度52分13秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度29分30秒西経50度51分58秒の地点に至り、同地点から西方、北から115度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯82度29分37秒西経50度54分の地点に至り、同地点から西方、北から163度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯82度30分9秒西経50度55分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から131度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度30分34秒西経50度58分58秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度31分44秒西経51度1分53秒の地点に至り、同地点から西方、北から59度の方角</p>	

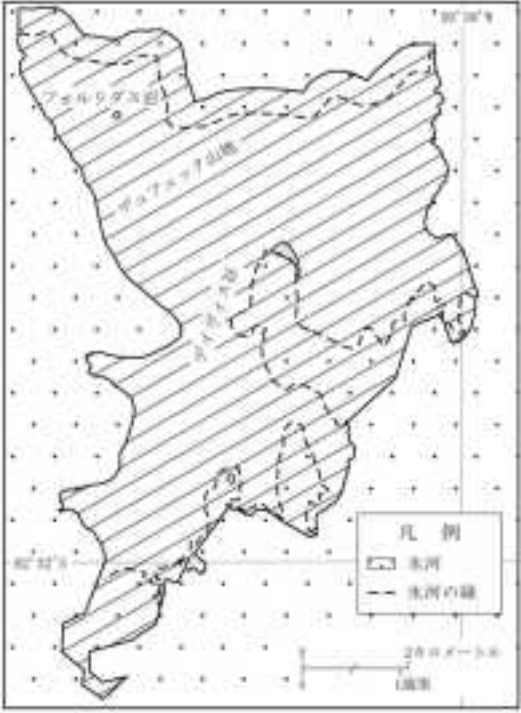
第十九南 極特別保 護地区	フォルリダス 沼及びデイヴ イス谷
<p>この地区は、南緯82度26分23秒西経51度24分16秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁から50メートル離れたところにある線を東進し、南緯82度26分45秒西経50度53分40秒の地点に至り、同地点から南緯82度26分45秒の緯度線を東進し、南緯82度26分45秒西経50度52分13秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度29分43秒西経50度50分の地点に至り、同地点から西方、北から74度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度29分33秒西経50度54分41秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯82度29分48秒西経50度56分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から163度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度30分50秒西経50度58分16秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度31分45秒西経51度1分27秒の地点に至り、同地点から西方、北から108度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度</p>	

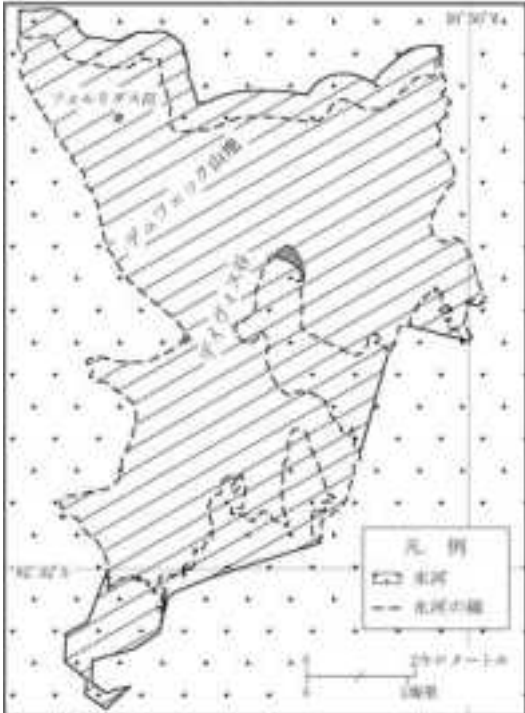
に引いた直線を北西に進み、南緯82度31分34秒西経51度4分5秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯82度31分27秒西経51度8分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から139度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度31分50秒西経51度10分54秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度32分17秒西経51度13分7秒の地点に至り、同地点から西方、北から165度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度32分38秒西経51度13分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から128度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度32分52秒西経51度16分13秒の地点に至り、同地点から西方、北から98度の方角に引いた直線を西進し、南緯82度32分56秒西経51度19分の地点に至り、同地点から西経51度19分の経度線を南進し、南緯82度33分8秒西経51度19分の地点に至り、同地点から東方、北から126度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯82度33分

32分17秒西経51度13分7秒の地点に至り、同地点から西方、北から165度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度32分38秒西経51度13分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から128度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度32分52秒西経51度16分13秒の地点に至り、同地点から西方、北から98度の方角に引いた直線を西進し、南緯82度32分56秒西経51度19分の地点に至り、同地点から西経51度19分の経度線を南進し、南緯82度33分8秒西経51度19分の地点に至り、同地点から東方、北から126度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯82度33分14秒西経51度18分の地点に至り、同地点から東方、北から79度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度33分10秒西経51度16分7秒の地点に至り、同地点から西方、北から145度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度33分24秒西経51度18分の地点に至り、同地点から西方、北から58度の方角に引いた直線を北西に

14秒西経51度18分の地点に至り、同地点から東方、北から79度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度33分10秒西経51度16分7秒の地点に至り、同地点から西方、北から145度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度33分24秒西経51度18分の地点に至り、同地点から西方、北から58度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度33分15秒西経51度19分40秒の地点に至り、同地点から東方、北から12度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度33分6秒西経51度19分27秒の地点に至り、同地点から西方、北から57度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度32分56秒西経51度21分16秒の地点に至り、同地点から東方、北から70度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度32分32秒西経51度19分40秒の地点に至り、同地点から東方、北から25度の方角に引いた

進み、南緯82度33分15秒西経51度19分40秒の地点に至り、同地点から東方、北から12度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度33分6秒西経51度19分27秒の地点に至り、同地点から西方、北から57度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度32分56秒西経51度21分16秒の地点に至り、同地点から西方、北から58度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度33分15秒西経51度19分40秒の地点に至り、同地点から東方、北から12度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度32分56秒西経51度21分16秒の地点に至り、同地点から東方、北から25度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度32分32秒西経51度19分40秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を北西に進み、南緯82度26分39秒西経51度24分16秒の地点に至り、同地点から西経51度24分16秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

第二十 第三十九 南極特別 保護地区	<p>(地図)</p> 	
(略)		
(略)		<p>直線を北東に進み、南緯82度32分西経51度17分53秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を北西に進み、南緯82度26分39秒西経51度24分16秒の地点に至り、同地点から西経51度24分16秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。</p>

第二十 第三十九 南極特別 保護地区	<p>(地図)</p> 	
(略)		
(略)		

<p>第四十南 極特別保 護地区</p>	<p>第四十一 ～第五十 六南極特 別保護地 区</p>	<p>第五十七 南極特別 保護地区</p>
<p>サウス・シエ トランド諸島 のデセプショ ン島</p>	<p>(略)</p>	<p>ロス島のロイ ズ岬のバツク ドアー湾</p>
<p>この地区は、(中略)同地 点から<u>テレフォン湾</u>の海岸線 を南西に進み、(中略)起点 に至る線により囲まれた区域 (次の地図の斜線部分)から 成る。</p>	<p>(略)</p>	<p>この地区は、ロス島の西岸 にあり、ポニー湖の北東にあ る地点(南緯77度33分11秒東 経166度9分59秒)を起点とし 、同地点から東方、北から8 度の方角に引いた直線を北北 東に進み、ポニー湖の北東に ある湖の東にある地点(南緯 77度33分11秒東経166度9分59 秒)に至り、同地点からポニ ー湖の北東にある湖の東湖岸 線を通り、野営地点(南緯77 度33分7秒東経166度10分13秒)に向かう谷線を北東に進み 、南緯77度33分7秒東経166度 10分13秒の地点に至り、同地 点から南緯77度33分7秒の緯</p>

<p>第四十南 極特別保 護地区</p>	<p>第四十一 ～第五十 六南極特 別保護地 区</p>	<p>第五十七 南極特別 保護地区</p>
<p>サウス・シエ トランド諸島 のデセプショ ン島</p>	<p>(略)</p>	<p>ロス島のロイ ズ岬のバツク ドアー湾</p>
<p>この地区は、(中略)同地 点から<u>テレホン湾</u>の海岸線を 南西に進み、(中略)起点に 至る線により囲まれた区域(こ の地図の斜線部分)から成 る。</p>	<p>(略)</p>	<p>この地区は、ロス島の西岸 にあり、ポニー湖の北東にあ る地点(南緯77度33分12秒東 経166度9分56秒)を起点とし 、同地点からポニー湖の北東 にある湖の東湖岸線を通り、 野営地点(南緯77度33分8秒 東経166度10分13秒)に向かう 谷線を北東に進み、南緯77度 33分8秒東経166度10分13秒の 地点に至り、同地点から南緯 77度33分8秒の緯度線を東に 進み、南緯77度33分8秒東経 166度10分33秒の地点に至り、 同地点からロイズ岬の東海岸 線を南西に進み、シヤクルト ン小屋の南150メートルのここ</p>

度線を東に進み、南緯77度33分7秒東経166度10分32秒の地点に至り、同地点からロイズ岬の東海岸線を南西に進み、シャクルトン小屋の南150メートルのところにある地点（南緯77度33分15秒東経166度10分6秒）に至り、同地点から西方、北から17度の方角に引いた直線を北北西に進み、ポニー湖の西25メートルのところにある地点（南緯77度33分12秒東経166度10分1秒）に至り、同地点から西方、北から63度の方角に引いた直線を西北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

ろにある地点（南緯77度33分16秒東経166度10分6秒）に至り、同地点から西方、北から17度の方角に引いた直線を北北西に進み、ポニー湖の西25メートルのところにある地点（南緯77度33分13秒東経166度10分1秒）に至り、同地点から西方、北から63度の方角に引いた直線を西北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

番号 名称 位置	別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）	第五十八 第七十 五南極特 別保護地 区	(地図)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

番号 名称 位置	別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）	第五十八 第七十 五南極特 別保護地 区	(地図)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

一〇四 十五	(略)	(略)
四十六	千九百五十年に第三次 フランス南極探検隊に より建てられ火災で部 分的に破壊されたポー ル・マルタン基地の全 ての建物及び設備	(略)
四十七 〇九十	(略)	(略)
九十一	サウス・シエトランド 諸島のリビンググストン 島に建てられたブルガ リアのセントクリメン ト・オーリドスキー基 地のレイム・ドッグ小 屋	南緯六十二度三十八 分二十九秒西経六十 度二十一分五十三秒
九十二	千九百五十九年から二 千十年まで南極地域で 使用された雪上重トラ クター「ハリコフチャ ンカ」	南緯六十九度二十二 分四十一秒東経七十 六度二十二分五十九 秒

一〇四 十五	(略)	(略)
四十六	千九百五十年に第三次 フランス南極探検隊に より建てられ火災で部 分的に破壊されたポー ル・マルタン基地のす べての建物及び設備	(略)
四十七 〇九十	(略)	(略)

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一南極特別保護地区	<p>一・二 (略)</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点（南緯六十七度二十七分六秒東経六十度五十三分十七秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四、五 (略)</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒）に限り、野営することができる。</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗淨又は滅菌すること等による。</p>

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一南極特別保護地区	<p>一・二 (略)</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点（南緯六十七度二十七分四十八秒東経六十度五十三分十六秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四、五 (略)</p> <p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度二十七分四十九秒東経六十度五十三分九秒）に限り、野営することができる。</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等による。</p>

<p>第四南極特別保護 地区</p>	<p>第三南極特別保護 地区</p>	<p>第二南極特別保護 地区</p>	
<p>一・二 (略) 三 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その</p>	<p>一〇 (略) 十一 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二～十四 (略)</p>	<p>十一～十二 (略) 十三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に<u>国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</u> 十四～十七 (略) 十八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十九～二十一 (略)</p>	<p>り、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一～十三 (略)</p>

<p>第四南極特別保護 地区</p>	<p>第三南極特別保護 地区</p>	<p>第二南極特別保護 地区</p>	
<p>一・二 (略) 三 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その</p>	<p>一〇 (略) 十一 当該地区内に持ち込む<u>すべて</u>の物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二～十四 (略)</p>	<p>十一～十二 (略) 十三 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に<u>国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</u>なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 十四～十七 (略) 十八 当該地区内に持ち込む<u>すべて</u>の物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十九～二十一 (略)</p>	<p>より、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一～十三 (略)</p>

	<p>第五南極特別保護 地区</p>
<p>他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>七〇九 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 航空機は科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域であつて、南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分五十秒の地点と南緯七十六度五十三分二秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十六度五十六分三秒東経百六十六度五十五分三十八秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十五分五十秒東経百六十六度五十六分二十六秒の地点を結ぶ直線より北にある区域又は南緯七十六度五十七分二十七秒東経百六十六度五十三分五十四秒の地点と南緯七十六</p>
	<p>第五南極特別保護 地区</p>
<p>他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>七〇九 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、当該地区の直上空域であつて、南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分五十秒の地点と南緯七十六度五十五分五十四秒東経百六十六度五十三分二秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十六度五十六分三秒東経百六十六度五十五分三十八秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十五分五十秒東経百六十六度五十六分二十六秒の地点を結ぶ直線より北にある区域又は南緯七十六度五十七</p>

<p>第六南極特別保護 地区</p>	<p>度五十七分五十五秒東経百六十六度五十六分一秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十八分二十七秒東経百六十六度五十六分六秒の地点を結ぶ直線より南にある区域（以下「飛行制限区域」という。）の地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、飛行制限区域の地表から高度三百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五〇七（略）</p> <p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液をいう。以下この別表において同じ。）による洗淨等の方法を用いること。</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当</p>
------------------------	---

<p>第六南極特別保護 地区</p>	<p>分二十七秒東経百六十六度五十三分五十四秒の地点と南緯七十六度五十七分五十五秒東経百六十六度五十六分一秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十八分二十七秒東経百六十六度五十六分六秒の地点を結ぶ直線より南にある区域の地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五〇七（略）</p> <p>八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液をいう。以下この別表において同じ。）による洗淨等の方法を用いること。</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当</p>
------------------------	---

第八南極特別保護 地区	第七南極特別保護 地区	
一〇 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 (略)</p>	<p>該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点(南緯七十二度十九分十三秒東経百七十度十三分三十四秒)に限り、着陸することができる。</p> <p>四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>

第八南極特別保護 地区	第七南極特別保護 地区	
一〇 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 (略)</p>	<p>該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点(南緯七十二度十九分十四秒東経百七十度十三分三十四秒)に限り、着陸することができる。</p> <p>四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>

第九南極特別保護地区	<p>品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十三（略）</p>
第九南極特別保護地区	<p>一～七（略）</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九～十一（略）</p>
第十南極特別保護地区	<p>一～七（略）</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九～十一（略）</p>
第十一南極特別保護地区	<p>一～八（略）</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十二（略）</p>
第十二南極特別保護地区	<p>一～八（略）</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発</p>

第九南極特別保護地区	<p>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十三（略）</p>
第九南極特別保護地区	<p>一～七（略）</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九～十一（略）</p>
第十南極特別保護地区	<p>一～七（略）</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九～十一（略）</p>
第十一南極特別保護地区	<p>一～八（略）</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十二（略）</p>
第十二南極特別保護地区	<p>一～八（略）</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶</p>

第十九南極特別保護地区	一～七 (略) 八 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
第二十南極特別保護地区	(略) 九～十一 (略)
第二十一南極特別保護地区	一～九 (略) 十 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一～十三 (略)
第二十二南極特別保護地区	(略)
第二十三南極特別保護地区	一～八 (略) 九 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

第十九南極特別保護地区	一～七 (略) 八 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、 <u>滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレープの使用又はエタノール水溶液による洗浄等の方法を用いること。</u>
第二十南極特別保護地区	(略) 九～十一 (略)
第二十一南極特別保護地区	一～九 (略) 十 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一～十三 (略)
第二十二南極特別保護地区	(略)
第二十三南極特別保護地区	一～八 (略) 九 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

第二十四南極特別保護地区	第二十七南極特別保護地区	第二十六南極特別保護地区	第二十五南極特別保護地区	第二十八南極特別保護地区
<p>一〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一〇八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>一〇十二 (略)</p>	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>一〇八 (略)</p>	<p>一〇八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発</p>

第二十四南極特別保護地区	第二十七南極特別保護地区	第二十六南極特別保護地区	第二十五南極特別保護地区	第二十八南極特別保護地区
<p>一〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一〇八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>一〇十二 (略)</p>	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>一〇八 (略)</p>	<p>一〇八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶</p>

第三十三南極特別保護地区	第三十二南極特別保護地区	第三十一南極特別保護地区	第二十九南極特別保護地区	
<p>一～六 (略)</p> <p>七 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>八～十一 (略)</p>	<p>一～九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十三 (略)</p>	<p>一～八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十二 (略)</p>	<p>一～八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十二 (略)</p>	<p>的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十二 (略)</p>

第三十三南極特別保護地区	第三十二南極特別保護地区	第三十一南極特別保護地区	第二十九南極特別保護地区	
<p>一～六 (略)</p> <p>七 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>八～十一 (略)</p>	<p>一～九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十三 (略)</p>	<p>一～八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十二 (略)</p>	<p>一～八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十二 (略)</p>	<p>発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十二 (略)</p>

第三十四南極特別保護地区	(略)
第三十五南極特別保護地区	<p>一～六 (略)</p> <p>七 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>八～十 (略)</p>
第三十六南極特別保護地区	<p>一～九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十三 (略)</p>
第三十七南極特別保護地区	<p>一～八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十三 (略)</p>
第三十八南極特別保護地区	<p>一～七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>

第三十四南極特別保護地区	(略)
第三十五南極特別保護地区	<p>一～六 (略)</p> <p>七 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>八～十 (略)</p>
第三十六南極特別保護地区	<p>一～九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一～十三 (略)</p>
第三十七南極特別保護地区	<p>一～八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十～十三 (略)</p>
第三十八南極特別保護地区	<p>一～七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>

<p>第三十九南極特別保護地区</p>	<p>一〇七 (略)</p>	<p>九〇十二 (略)</p>	<p>第四十南極特別保護地区</p>	<p>一〇七 (略)</p>	<p>九〇十二 (略)</p>
<p>第四十二南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p>	<p>一〇九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>一一〇一三三 (略)</p>	<p>第四十一南極特別保護地区</p>	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>	<p>一〇七 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>

<p>第三十九南極特別保護地区</p>	<p>一〇七 (略)</p>	<p>九〇十二 (略)</p>	<p>第四十南極特別保護地区</p>	<p>一〇七 (略)</p>	<p>九〇十二 (略)</p>
<p>第四十二南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p>	<p>一〇九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>一一〇一三三 (略)</p>	<p>第四十一南極特別保護地区</p>	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>	<p>一〇七 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>

<p>第四十九南極特別保護地区</p>	<p>第四十八南極特別保護地区</p>	<p>第四十七南極特別保護地区</p>	<p>第四十五南極特別保護地区</p>
<p>一〇七 (略) 八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九〇十一 (略)</p>	<p>一・二 (略) 三 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、<u>必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること</u>。 なお、当該工作物に<u>国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日</u>を明示すること。 四〇八 (略)</p>	<p>一〇九 (略) 十 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 一一〇十三 (略)</p>	<p>一〇七 (略) 一〇八 (略)</p>

<p>第四十九南極特別保護地区</p>	<p>第四十八南極特別保護地区</p>	<p>第四十七南極特別保護地区</p>	<p>第四十五南極特別保護地区</p>
<p>一〇七 (略) 八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九〇十一 (略)</p>	<p>一・二 (略) 三 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、<u>当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること</u>。 なお、<u>必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること</u>。 四〇八 (略)</p>	<p>一〇九 (略) 十 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 一一〇十三 (略)</p>	<p>一〇七 (略) 一〇八 (略)</p>

第五十四南極特別	第五十三南極特別 保護地区	第五十二南極特別 保護地区	第五十一南極特別 保護地区	第五十南極特別保 護地区
一〇十二（略）	一〇五（略） 六 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七〇九（略）	一〇五（略） 六 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七〇九（略）	一〇八（略） 九 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 一〇十三（略）	一〇十（略） 十一 当該地区内に持ち込む <u>全ての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九一四（略）

第五十四南極特別	第五十三南極特別 保護地区	第五十二南極特別 保護地区	第五十一南極特別 保護地区	第五十南極特別保 護地区
一〇十二（略）	一〇五（略） 六 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七〇九（略）	一〇五（略） 六 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七〇九（略）	一〇八（略） 九 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 一〇十三（略）	一〇十（略） 十一 当該地区内に持ち込む <u>すべての</u> 物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九一四（略）

保護地区	<p>十三 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四～十六 (略)</p>
第五十五南極特別保護地区	<p>一～四 (略)</p> <p>五 当該地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。</p> <p>六 当該地区内の第十六南極史跡記念物では、金属鋏のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>七～十五 (略)</p> <p>十六 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十七・十八 (略)</p>
第五十六南極特別保護地区	<p>(略)</p>
第五十七南極特別保護地区	<p>一～十五 (略)</p> <p>十六 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶</p>

保護地区	<p>十三 当該地区内に持ち込む<u>すべて</u>の物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四～十六 (略)</p>
第五十五南極特別保護地区	<p>一～四 (略)</p> <p>五 当該地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき十三人以上立ち入らないこと。</p> <p>六 当該地区内の第十六南極史跡記念物では、金属鋏のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に十二人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>七～十五 (略)</p> <p>十六 当該地区内に持ち込む<u>すべて</u>の物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十七・十八 (略)</p>
第五十六南極特別保護地区	<p>(略)</p>
第五十七南極特別保護地区	<p>一～十五 (略)</p> <p>十六 当該地区内に持ち込む<u>すべて</u>の物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶</p>

第六十一南極特別保護地区	第六十南極特別保護地区	第五十九南極特別保護地区	第五十八南極特別保護地区	
<p>一〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四〇十六 (略)</p>	<p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十七〇十八 (略)</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四〇十五 (略)</p>	<p>偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十七〇十八 (略)</p>

第六十一南極特別保護地区	第六十南極特別保護地区	第五十九南極特別保護地区	第五十八南極特別保護地区	
<p>一〇七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九〇十一 (略)</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四〇十六 (略)</p>	<p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十七〇十八 (略)</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四〇十五 (略)</p>	<p>偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十七〇十八 (略)</p>

<p>第六十二南極特別保護地区</p>	<p>第六十三南極特別保護地区</p>	<p>第六十四南極特別保護地区</p>
<p>一〇十四 (略) 十五 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十六〇十九 (略)</p>	<p>一〇六 (略) 七 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 八〇十 (略)</p>	<p>一〇七 (略) 八 科学調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 九〇十一 (略) 十二 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>

<p>第六十二南極特別保護地区</p>	<p>第六十三南極特別保護地区</p>	<p>第六十四南極特別保護地区</p>
<p>一〇十四 (略) 十五 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十六〇十九 (略)</p>	<p>一〇六 (略) 七 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 八〇十 (略)</p>	<p>一〇七 (略) 八 科学調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が<u>三年を超えない場合を除き</u>、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 九〇十一 (略) 十二 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>

第六十九南極特別保護地区	第六十八南極特別保護地区	第六十七南極特別保護地区	第六十六南極特別保護地区	第六十五南極特別保護地区	
<p>一、九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>	<p>一、四 (略)</p> <p>五 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>一、十二 (略)</p> <p>十三 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四、十六 (略)</p>	(略)	<p>一、九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一・十二 (略)</p>	十三、十五 (略)

第六十九南極特別保護地区	第六十八南極特別保護地区	第六十七南極特別保護地区	第六十六南極特別保護地区	第六十五南極特別保護地区	
<p>一、九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶</p>	<p>一、四 (略)</p> <p>五 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>一、十二 (略)</p> <p>十三 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十四、十六 (略)</p>	(略)	<p>一、九 (略)</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一・十二 (略)</p>	十三、十五 (略)

第七十三南極特別保護地区	第七十二南極特別保護地区	第七十一南極特別保護地区	第七十南極特別保護地区	
<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十二 十四 (略)</p>	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 (略)</p>	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 十二 (略)</p>	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 十三 (略)</p>	<p>十一 十三 (略)</p> <p>的な移入を防ぐこと。</p>

第七十三南極特別保護地区	第七十二南極特別保護地区	第七十一南極特別保護地区	第七十南極特別保護地区	
<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十二 十四 (略)</p>	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 (略)</p>	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 十二 (略)</p>	<p>一〇 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 十三 (略)</p>	<p>十一 十三 (略)</p> <p>発的な移入を防ぐこと。</p>

第七十五南極特別保護地区	第七十四南極特別保護地区
<p>一〇九（略）</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>一〇四（略）</p> <p>五 当該地区内に持ち込む<u>全ての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>六・七（略）</p>

第七十五南極特別保護地区	第七十四南極特別保護地区
<p>一〇九（略）</p> <p>十 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>一〇四（略）</p> <p>五 当該地区内に持ち込む<u>すべての</u>物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>六・七（略）</p>